

「岐阜県立多治見病院患者給食業務委託契約」に関する一般競争入札公告

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「当院」という。）の患者給食業務委託に係る委託候補者選定について、次のとおり一般競争入札を実施します。

令和 7 年 10 月 1 日

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
理事長 近藤 泰三

1. 概要

- (1) 案件及び数量 患者給食業務委託
 - (2) 案件の仕様等 患者給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による
 - (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）
 - (4) 履行場所
- 【調理場所】 岐阜県多治見市前畑町 5 丁目 161 番地 岐阜県立多治見病院
- 【配膳場所】 岐阜県多治見市前畑町 5 丁目 161 番地 岐阜県立多治見病院

2. 選定スケジュール

日付	内容
令和 7 年 10 月 1 日（水）	入札公告
令和 7 年 10 月 17 日（金）	質問書提出〆切日
令和 7 年 10 月 23 日（木）	質問書回答日
令和 7 年 10 月 31 日（金）	入札参加申請〆切日
令和 7 年 11 月 6 日（木）	入札参加資格確認結果の通知
令和 7 年 11 月 14 日（金）	入札日

3. 入札参加資格

(1) 参加資格要件

参加資格要件は以下の条件を全て満たす者とする。

1 事業実績のある者

過去に、200 床以上の病床数を有する DPC 対象病院において、食材費込の患者給食業務委託（全面委託）契約を 3 年以上継続して受託実績を有していること。また当院調乳室にて調乳、哺乳瓶への分注、付随する事務作業等を実施できる者であること。

2 岐阜県の入札参加者名簿に登載されている者であること。

3 落札者は当院が設置する保育施設給食業務委託契約の契約先の候補者として選定されることとする。

4 天災地変・労働争議・人災・倒産等その他事情により、本業務の履行が一時的に出来なくなった場合、代行業者に業務の代行を依頼できるようにすること。(証明書の提出を行うこと。)

5 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処され、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 規程第8条の規定に該当しない者であること。

以下、規程第8条抜粋

契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、3年以内の期間を定めて、一般競争入札に参加させないことができる。なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 第40条に定める監督又は第41条に定める検査の実施に当たり法人の職員(法人の委任を受けた者を含む。)の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

以上、規程第8条抜粋

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。

(5) 破産法(平成16年法律第76号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。

(6) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要

領に基づく指名停止措置を、入札参加申請書の提出期限日から契約の締結日までの期間内に受けていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4. 手続き等

別添「患者給食業務委託仕様書」を熟読のうえ、次の書類を提出して下さい。

- (ア) 参加申請書 (別紙1) 1部
- (イ) 誓約書 (様式1) 1部
- (ウ) 仕様確認書 (様式2) 1部

(1) 提出先 12に記載の連絡窓口

(2) 提出期限 令和7年10月31日(金)午後5時

※郵便により提出する場合は、令和7年10月30日(木)到着分までを有効

(3) 資格確認

令和7年11月6日(木)までに参加資格の確認について通知します。

(4) 参加辞退

入札への参加を辞退される場合は、令和7年11月10日(月)までに入札参加辞退届(様式4)を、12に記載の連絡窓口を持参又は郵送(必着)により提出してください。

(5) 業務説明

業務内容の説明を希望される場合は、12に記載の連絡窓口にご連絡願います。なお、実施期間は令和7年10月17日(金)までとし、参加者ごとに1回限りとします。

(6) 質問及び回答

ア 質問書の提出

質問がある場合は、任意書式の質問書を提出してください。口頭による質問等、質問書の提出以外の方法による質問には一切応じません。

(ア) 提出先 12に記載の連絡窓口

(イ) 提出期限 令和7年10月17日(金)午後5時まで

(ウ) 提出方法 持参又は電子メールにより提出してください。

なお、電子メールで提出される場合は、送信前に、12に記載の事務局に対し、質問書を送信される旨を電話連絡した上で送信してください。

(エ) その他

持参により提出される場合、平日の午前9時から午後5時までを受付時間とします。

イ 質問に対する回答

質問内容及び回答は、令和7年10月23日(木)までに、当院ホームページ上に掲載します。

5. 応札方法に関する事項

(1) 応札方法

日 時：持参の場合 次の(2)に指定する日時、場所に持参し応札すること

備 考：持参の場合には、入札会場において、入札書（様式3）を提出すること。

(2) 開札を行う場所及び日時

日 時：2025 年 11 月 14 日（金） 午前 10 時～

場 所：岐阜県多治見市前畑町五丁目 161 番地

岐阜県立多治見病院 旧棟 3 階 会議室

(3) 予定数量

(ア) 入札は総価で行うので、入札金額は契約期間総額の人件費、一般物品費及び一般管理費（以下、「固定費」という。）に、以下に記載の食数に食単価を乗じた額を加算した総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書（様式 3）を提出しなければならない。また、落札者は、落札額の内訳として、契約期間総額の固定費の内訳及び各食の単価を記載した入札内訳書を提出すること。

(イ) 入札書（様式 3）は、本人又はその代理人が入札をするものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状（様式 5）を提出すること。

(ウ) 患者給食管理費（3 年分）

(エ) 患者給食材料費（3 年分）

- ・朝食単価×食数（293,961 食）
- ・昼食単価×食数（285,963 食）
- ・夕食単価×食数（296,319 食）
- ・ソフト/ミキサー朝食単価×食数（3,648 食）
- ・ソフト/ミキサー昼食単価×食数（3,648 食）
- ・ソフト/ミキサー夕食単価×食数（3,648 食）

(オ) 調乳費（3 年分）

（注 1）食数は令和 6 年 8 月から令和 7 年 7 月の実績（濃厚流動食を除く）を基に算出。令和 5 年度病床利用率は 73%となっています。

（注 2）月 1 回、夕食にイベントメニュー（主に通常食喫食者のみ）を提供しており（1 回平均 100 食）、1 食当たり約 140 円程度の食材費アップを見込んでいます。

（注 3）病院が購入実費を負担することとしている食材（濃厚流動食、栄養補助食品、乳児用ミルク）に係る費用は、見積金額から除いてください。（別添仕様書 8（3）参照）

6. 落札者の決定方法

規程第 14 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、入札書記載金額が最低の応札者を落札者とする。落札価格は入札書記載金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。落札者は、直ちに入札内訳書を提出すること。

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

規程第 13 条及び第 39 条に該当するときは免除する。

8. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。なお、無効な入札を行った者は、原則として再度入札に参加できない。

- (1) 入札者が同一事項に対し、2 以上の入札をしたとき。
- (2) 入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (3) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されてないとき。
- (4) 入札に関して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札書に記名押印がないとき。
- (6) 入札書記載事項の確認ができないとき。
- (7) 入札参加資格を有しない者が入札したとき。
- (8) 入札者が入札参加資格の確認において虚偽の申請を行ったとき。
- (9) 岐阜県から岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する設置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、本通知の日から入札の日までの間に受けたとき。
- (10) その他、契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

9. 入札又は開札の中止による損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

10. 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として 1 週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

11. その他必要な事項

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 災害発生時における患者給食食事提供体制における書面の提出

（４）談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

（５）談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

1 2. 連絡窓口

〒507－8522

岐阜県多治見市前畑町五丁目 161 番地

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 事務局施設用度課用度担当

電話番号：0572-22-5311（内 2213）

F A X：0572-25-1246

電子メール：youdo @ tajimi-hospital.jp

1 3. 当院の給食業務状況

別添仕様書別紙 2 の「1. 栄養管理の基本姿勢」に記載のとおり。

また当院が設置する保育施設の給食業務については、別添別紙 7 の「県立多治見病院保育施設・乳幼児用給食業務 概要書」に記載のとおり。